

平成27年8月18日

学校長殿

厚生労働科学研究費補助金移動支援調査研究班代表

慶應義塾大学 中野 泰志

移動支援の在り方に関する実態調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、全国特別支援学校長会をお願いをさせていただいた通り、この度、平成27年度厚生労働科学研究費補助金を受け、「障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」を実施することになりました。本研究の目的は、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の通学における実態を明らかにし、平成28年度に計画されている障害者総合支援法の見直しにおける移動支援制度（裏面をご参照ください）改正の根拠資料とすることです。ご存じの通り、障害者総合支援法の移動支援制度では、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出」を対象としないことになっています。そのため、スクールバスを運行していない地域、自宅からスクールバスまでの距離が遠い地域、障害を併せ有するケース等では、子供たちの通学のために保護者が付き添っていること等が予想されておりますが、これまで詳細な実態調査は行われておりませんでした。そこで、通学における移動支援の実態を明らかにし、移動支援に関する制度構築の基礎資料を得るために本調査を計画したという次第です。本調査研究にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、全国特別支援学校長会のご協力・ご支援をいただいております。

調査では、移動支援の実態に関して、学校長とPTA役員等10名程度へのアンケートを実施させていただきたいと考えております。複数の障害種別を併置している学校もしくは総合特別支援学校の場合には、障害種別ごとにご回答いただけますようお願いいたします。なお、障害種別は、障害者総合支援法の移動支援制度の対象である視覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校に対してお願いをさせていただいております。

本封筒には、障害種ごとに（1）学校長用アンケート1部、（2）保護者用アンケート12部を同封いたしましたので、ご確認ください。学校長対象アンケートは学校長等に、保護者対象アンケートはPTA役員等の中からお子さんが自宅から通学している保護者10名程度（人数は可能な範囲で構いません）を選定していただき、ご回答いただきたいと思います。複数の学校種別が併置されている学校の場合には、障害部門ごとにニーズが異なることを考慮し、別々にご回答いただきたいと思います。例えば、肢体不自由と知的障害の併置校の場合、学校長対象アンケートを2部、保護者対象アンケートを24部同封していますので、障害部門ごとにご配布・ご回答をお願いします。保護者の選定に関しては、学部やニーズの異なる方をお選びいただけると助かります。なお、本調査票は、全国特別支援学校長会から学校の所在地に関する情報提供を受け、学校に1セットずつ配布させていただいております。学校名だけでは、判断がつかなかったため、分校や分教室にも

調査票が配布されている場合があるかもしれません。学校で1セットご回答いただければ大丈夫ですので、もし重複して配布されている場合には、廃棄していただけますようお願いいたします。

ご回答いただいたアンケートは、お取りまとめの上、返信用封筒に入れていただき、**2015年10月31日まで**に、ご返送くださるようお願いいたします。

調査結果は、全国特別支援学校長会に報告させていただくと同時に研究代表者のホームページを介してフィードバックさせていただきます。

本研究は、慶應義塾大学研究倫理委員会の指導に基づき、個人情報の取り扱いや研究成果の公表等に関する研究倫理を順守して実施いたします。お忙しい中、誠に申し分けありませんが、幼児児童生徒の通学環境を改善するための重要な調査ですので、ぜひ、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

敬具

【お問い合わせ先】

住所：〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉 4-1-1

慶應義塾大学・第8校舎・4階・心理学教室

電話：045-566-1221、ファックス：045-566-1374

メール：info@nakanoy.econ.keio.ac.jp

ホームページ <http://web.econ.keio.ac.jp/staff/nakanoy/>

移動支援が可能なサービス ※H25年4月から難病等を追加				
	重度訪問介護	同行援護	行動援護	移動支援 (地域生活支援事業)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者 (重度の肢体不自由者及び知的障害者・精神障害者) ・以下のいずれにも該当 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分4以上 ② 二肢以上に麻痺等 ③ 障害支援区分調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外または ・障害支援区分が4以上で、強度行動障害を有する知的障害者または精神障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の視覚障害) 【身体介護なし】 ・同行援護アセスメント票の基準を満たす者 【身体介護あり】 上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分2以上 ② 障害支援区分調査項目のうち、「歩行」「移動」「移乗」「排尿」「排便」のいずれか「できる」以外 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の知的障害、精神障害) ・以下のいずれにも該当 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)の合計点数が10点以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (主に中等度～軽度) ・市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者
支援の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 居宅における <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ その他生活全般にわたる援助 外出時における <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動中の介護 ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時における <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 外出時における移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動支援を実施することにより、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。 ○ 各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ア 個別支援型 イ グループ支援型 ウ 車両移送型